

【別紙】

業 務 仕 様 書

1 業務の名称

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園出場チームの宿泊あっせん業務

2 業務の期間

協定締結の日から令和 5 年 10 月 27 日（金）まで

3 業務の概要

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）に出場するチームにおいて、宿泊の申込みを希望するチームに宿泊先を手配するもの。

なお、出場チームがあっせんを利用するかは任意であり、宿泊先を確保するなど、あっせんを希望しない場合は、この限りでない。

4 再委託の制限

受注者は、受注業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、手話パフォーマンス甲子園実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議の上、第三者に委託することができる。

5 大会の日程及び会場等

(1) 日 程 令和 5 年 9 月 24 日（日）午前 9 時 30 分から午後 4 時 10 分まで（時間は予定）

(2) 場 所 とりぎん文化会館 梨花ホール（鳥取県鳥取市尚徳町 1 0 1-5）

(3) 出 場 予選審査会を通過した 15 チーム（1 チーム生徒 20 名以内、引率 10 名以内）

(4) その他 大会の概要は、別添「鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催要項」を参照

6 業務内容

(1) 宿泊先の確保

ア 宿泊者数の目安は 130 名程度とする。ただし、この人数はあくまで企画提案の目安とするものであり、この人数での発注を確約するものではない。

イ 宿泊先は可能な限り大会会場周辺（徒歩圏内）とすること。また、新型コロナウイルス感染防止対策を実施している施設とすること。なお、宿泊先から大会会場まで離れている場合で公共交通機関の利用が困難な場合は、宿泊先から大会会場までの移動手段を確保するよう努めること。

ウ 1 人あたりの宿泊料金は、可能な限り、シングル 1 泊朝食付き 10,000 円（税・サービス料込。以下同。）以内、ツイン 1 泊朝食付き 9,000 円以内、相部屋 1 泊朝食付き 8,000 円以内とすること。なお、出場チームの負担を軽減するため、なるべく宿泊料金の安い部屋を用意することが望ましい。

エ 高校生の宿泊部屋は、原則として禁煙室とすること。ただし、やむを得ず喫煙室となる場合は、灰皿等を除去した上で消臭対応を施した部屋となるよう配慮すること。

オ 宿泊日は大会前日の 9 月 23 日（土・祝）の 1 泊を基本とするが、大会前々日又は大会当日の宿泊の希望があった場合には、可能な限り同様の条件で宿泊先をあっせんすること。

カ 原則として、聴覚障がい者が宿泊する部屋のテレビには字幕が表示できるようにすること。

キ 原則として、有料テレビ放送を利用できないよう対応すること。

(2) 申込み受付、配宿、料金徴収

ア 出場チームからの宿泊申込みを直接受け付け、希望に添った宿泊先を手配し、宿泊先及び宿泊料金等を記載した決定通知を出場チームに通知すること。

イ 出場チームに対し、宿泊料金及び宿泊取消料金等を直接請求し、徴収すること。

ウ 申込み受付、配宿、料金徴収については、事務局は一切関与しないので、受注者において責

任を持って対応すること。

(3) その他

- ア 宿泊取消料については、適正に設定することし、出場チームに過度な負担を強いることがないよう務めること。
- イ 出場チームから、宿泊申込みと併せて交通の手配の希望もあった場合は、できる限り対応すること。
- ウ 宿泊当日はあっせんした出場チームの宿泊状況を確認しトラブル等があれば対応すること。
- エ 宿泊条件等を記載した宿泊先あっせん案内を、令和5年7月14日（金）までに事務局へ送付し、了解を得ること。

7 留意事項

- (1) 本業務にかかる事務手数料は、出場チームから徴収する宿泊料金等を含めるものとする。
- (2) 大会の性質上、聴覚障がいを持つ生徒が多く宿泊することが想定されることを踏まえ、障がい特性に対する宿泊先の理解（例：手話であいさつを行う、筆談用の用具を備える等）を図るよう努めること。
- (3) 受注者は、常に実行委員会と緊密な連絡をとりながら協同して業務を進めること。

8 情報等の取扱い

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに開示又は漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を行うために実行委員会から貸与された情報等を適正に管理するとともに、事前に実行委員会の承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩、若しくは滅失、改ざん及び破損してはならない。

9 損害賠償

受注者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し実行委員会又は第3者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

10 完了報告及び検査

受注者は、本業務の完了したときは速やかに同時に実行委員会に完了報告書（任意様式）を提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。

ただし、実行委員会が開催方法を変更したことに伴い、あっせん業務が生じない場合は、報告を不要とする。

11 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、受注者と実行委員会とが協議して定めるものとする。